

沼津市国民健康保険条例の一部改正について

沼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

沼津市国民健康保険条例（昭和35年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「提案理由」

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料に係る軽減判定所得の基準額を引き上げるものである。